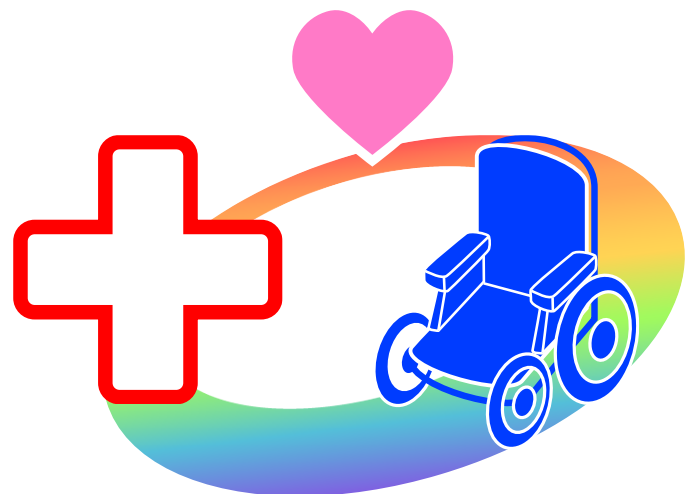


独立行政法人国立病院機構 松江医療センター

入院の手引き（療養介護）

必要な手続きについて

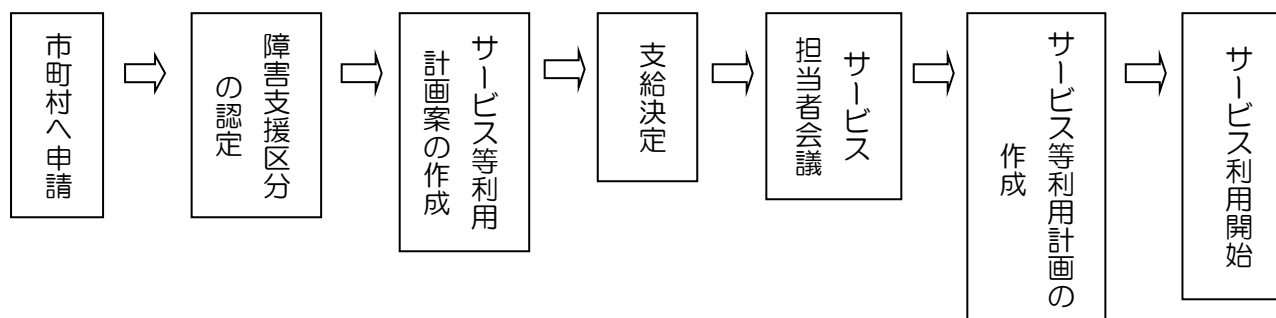
- 1 障害福祉サービス受給者証の申請
- 2 成年後見制度の利用
- 3 病院との契約、個別支援計画のご説明
- 4 入院費とのお支払いについて
- 5 サービス内容について
- 6 生活スケジュールについて
- 7 重症心身障害児（者）病棟家族会について



1 障害福祉サービス利用の申請

当院の障害福祉サービスを利用していただくためには、まず「サービス等利用計画案」の作成と「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けていただくことが必要です。当院へ入院される場合、利用されるサービスの種類は療養介護となり、障害支援区分5か6の方が対象となります。

申請される窓口は、住民票のある市町村の障害福祉を担当する部署です。

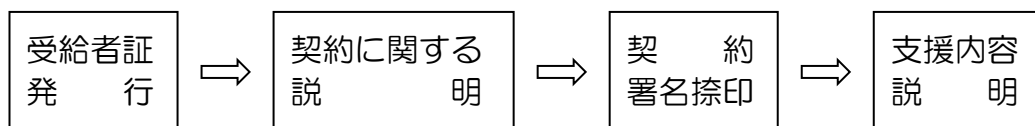


2 成年後見制度の利用

療養介護サービス利用による当院への入院は「契約入院」となります。判断能力が不十分なため患者様ご本人との契約が難しい場合、成年後見制度の利用をお願いしています。

成年後見人の手続きが必要と思われる方につきましては、療育指導室にご相談下さい。

3 病院との契約、個別支援計画のご説明



- ① 住民票上の市町村 ② (契約書 重要事項説明書等) ③契約 ④ (個別支援計画)

①市町村から障害福祉サービス受給者証の交付

②病院との契約を結ぶことができます。

契約の際は、契約内容をご説明した上で、契約書と重要事項説明書をお渡しいたします。

③契約内容・重要事項説明書の説明に納得をされ、契約書・重要事項説明書に署名、捺印することにより契約が成立します。

④また、後日担当者より個別支援計画の説明をいたします。

これは、患者様の状況やケアなどの実施計画、患者様のご希望が記載されているものです。

※なお、個別支援計画の作成をするため、事前にご本人やご家族の方へ質問をさせていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

※成年後見制度を利用される方は、後見人・補佐人・補助人が代理で契約していただきます。

4 入院費とのお支払いについて

入院費として負担していただくものとして、医療費・福祉サービス費・食費の他に日用品費があります。また、収入に応じて負担金額が異なります。受給者証に負担金額が明示されております。

す。詳細は、市町村役場（障害福祉担当課）にご相談ください。

※日用品費の内訳は、毎月定額のもの（衣類・入浴などに使用するもの）のほかに希望者のみ散髪代・インフルエンザなどのワクチン代（規定の金額）などがあります。テレビはお持ち込みいただければ無料で利用していただけます。入院費のお支払いについては、**口座からの自動引き落とし**をお願いしておりますが、**窓口でのお支払い**、**当院指定口座への振り込み**もご利用いただけます。

5 サービス内容について

ご本人様のご希望や状態を考慮させていただき、個別支援計画にて提示させていただきます。
＜例＞グループ療育（散歩、スヌーズレン、制作活動、音楽活動等）個別療育
その他、年1回の院外行事や各種院内行事を実施しています。

6 生活スケジュールについて

入浴（2回/週または3回/週に実施します）

※祝日の場合は、変更になる場合があります

散髪日（1回/月）

＜外出・外泊＞

予定が決まり次第所定の用紙（病棟に用意してあります）を提出してください。

外泊は、薬の準備等の都合がありますので、なるべく早くお知らせください。

※主治医が病状を判断し、**外出・外泊が不許可となる場合**もあります。ご了承ください。

7 重症心身障害児（者）病棟家族会について

入院された方の保護者の方には、家族会のご案内をしています。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

独立行政法人国立病院機構 松江医療センター

島根県松江市上乃木5-8-31

TEL 0852-21-6131（代表）

医事専門職（内6122）または療育指導室長（内6291）